



〒530-0041 大阪市北区天神橋 2-2-9

プラネット南森町ビル 8 階

電話 06-6352-3400 FAX 06-6352-3401

メール [saposen-osaka@lemon.plala.or.jp](mailto:saposen-osaka@lemon.plala.or.jp)

ホーム <http://www.saposen-osaka.org>

編集・発行/ NPO 労働と人権サポートセンター・大阪



## 「過労死防止シンポジウム」 熊沢誠さんが講演

「過労死防止大阪センター」が運営に協力した過労死等防止対策推進シンポジウム（主催厚労省）が11月22日大阪市北区で195名が参加して開催された。

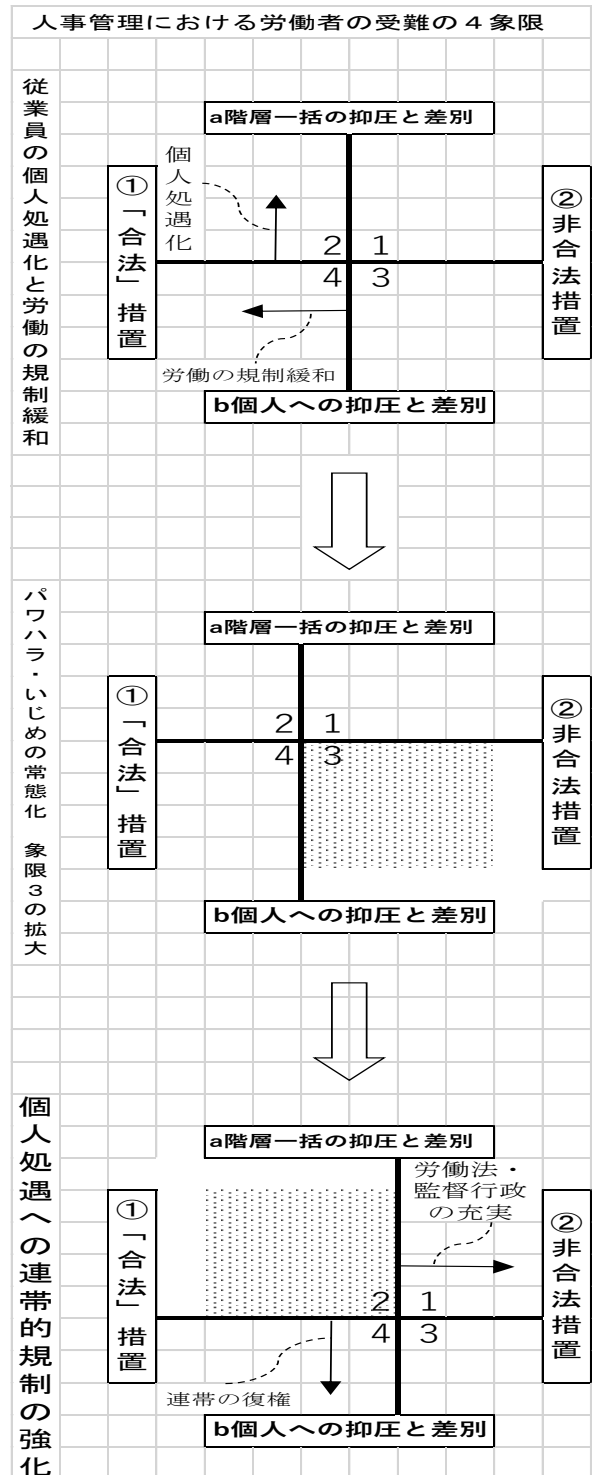


「過労自殺とパワーハラスメント」と題して熊沢誠さん（甲南大学名誉教授）が講演を行った。熊

沢さんは精神疾患による過労自殺が増加している背景として職場でのパワハラ・いじめの激増、常態化が存在する問題を労働者の『個人の受難』としてとらえて分析した。

分析にあたって熊沢さんは右図のような「人事管理における労働者の受難の4象限」を提示した。そこで、縦軸に経営人事管理の対象をく a 階層的集団一括か b 従業員個人か > 横軸に経営側の措置 < ①合法か ②非合法か > を設定し、ふたつの軸で区分される4象限を考えると、ハラスメント・いじめは、その第3象限（b・②）に属し、現状はその領域の拡大傾向ととらえることができる。

このような分析をもとに、熊沢さんは「1980年代以降の日本は現場単位で効率と採算が求められ、直属の上司はノルマと責務が増大し、部下である従業員を能力・成果主義で個人処遇化して管理してきた。しかし合法的な指導から『叱正一罵倒一人



「格差排除」の非合法のハラスメントがまん延している」「労働関係法や監督行政の充実」と同時に「労働組合が従業員の個人処遇化を規制すること」や個別従業員への負担の適否を検討する現場での労使協議をもつことがパワハラ克服の基本対策である、と語った。(S)



## “階級的貧困理論”に注目 「貧困理論入門」

連帯による自由の平等 志賀信夫著

本書は大阪地裁で係争された「生活保護基準引下げ訴訟」で原告側鑑定証人として証言し、勝訴判決に繋がったといわれる著者（県立広島大学准教授）の新刊である。

### 「貧困」を論じること

著者によれば「貧困を論じることと、貧困問題を論じることが異なる」(P7)「貧困を論じるというのは「貧困とは何か」および貧困対策の理論的核となる原理について論じるということであり、貧困問題を論じるというのは、現象した貧困を論じるということである」(P7)その上で著者は本書の目的を「貧困を論じること」すなわち、「貧困をどのように理解するか」「貧困とは何か」に関する整理、この一点に集中する」(P7)とする。

### 階級的貧困理論とは

「貧困」とは「あってはならない生活状態」である。では、その生活状態が「あってはならない」という価値判断を行い、その生活状態の現象を社会的に認識させる主体はどこに求めるべきなのか。著者によればそれは「労働者階級」の人びとの「連帯」(P184)に求めるべきである。

著者によれば「連帯」とは、「自覚的かつ能動的に形成された人間同士の関係」(P186)である。また、「階級」とは「何らかの地位身分の違いを指示する概念」であり、「資本主義社会における階級論とは、資本家階級と労働者階級二つの階級の関係性そのもの、あるいはそうした関係性を念頭に置いて展開する現象について議論したもの」(P28)である。

ちなみに、階級に対置される概念は「階層（なんらかの特徴にそくして人びとを区分し層化したもの）である。例えば、所得、雇用形態、最終学歴、年齢等々で階層区分が行われる。

そして、「貧困を階層論的に理解すれば、・・・貧困を余儀なくされている階層の人びとを事後的にどのように階層移動させるかという手立てに議論が集中する。それに対して、階級論的理解は、貧困をそもそも生じさせる社会関係、つまり「資本一賃労働関係」そのものの変革や資本の振る舞いに対する規制に議論が集中することになる」(P28)

なお、本書では貧困対策としてのベーシックインカムに対する著者の消極的評価について興味深い議論が展開されている。「階級的貧困理論」ならではの議論である。(清輝)



「貧困理論入門」志賀信夫著  
堀之内出版 2022.5.25